持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年六月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百八号

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十二号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十六年六月十二日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三

社会保障制度改革推進会議令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年六月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百九号

社会保障制度改革推進会議令

内閣は、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十二号）第二十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（委員の任期）

第一条　社会保障制度改革推進会議（以下「会議」という。）の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第二条　会議に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、当該専門の事項に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4　専門委員は、非常勤とする。

（議事）

第三条　会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会議の運営）

第四条　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附　則

この政令は、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年六月十二日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣官房令・省令

○内閣官房・総務省令第一号

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成二十五年法律第百十号）第十条第一項の規定を実施するため、及び消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令（平成二十六年政令第二百六号）第一項の規定に基づき、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に関する規則を次のように定める。

平成二十六年六月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に関する規則

（兼職の請求）

第一条　一般職の国家公務員による消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項に規定する求めは、別記様式第一号の兼職請求書でしなければならない。

（兼職台帳の整備）

第二条　所轄庁の長（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の職員にあっては、当該職員の勤務する特定独立行政法人の長）は、一般職の国家公務員の兼職に関する台帳を備え、これに次に掲げる事項を記載するものとする。

一　兼職を認めた年月日

二　一般職の国家公務員の氏名及びその占める官職並びにその適用を受ける俸給表の種類及びその属する職務の級

三　兼職先及びその階級名

四　兼職予定期間

（職務専念義務免除の承認の請求）

第三条　消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令第一項に規定する承認の請求は、別記様式第二号の職務専念義務免除承認請求書でしなければならない。

附　則

この命令は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律附則第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。